

2013年7月30日

mail ニュース

No.21・通巻296

自治労連 都庁職

自治労連都庁職員

労働組合

発行人 風間隆行

TEL 03-5381-0250

都道府県職部会、知事会と懇談

7月23日、自治労連都道府県職部会は、全国知事会との懇談を行いました。懇談には都道府県職部会の役員9名と本部より久保執行委員、杉本専門員が参加しました。東京からは、高柳自治労連都庁職委員長が都道府県職部会副会長として参加しました。

懇談の冒頭、森部会長（京都府職労連）が「参院選結果により中央集権的な対応や給与削減などの動きも強まるのではないかと危惧している。そういうなかで知事会の役割は大きく、労使の立場の違いはあっても、地方自治・住民を守る立場から国の悪政に歯止めをかける役割を果たしてほしい」とあいさつしました。

杉田事務局長（神奈川県職労連）より、5項目（①義務付け・枠付けの見直し、②地方分権改革、③給与削減問題、④消費税増税、⑤道州制）の懇談項目について趣旨説明を行い、意見交換を行いました。

☆・・・都道府県職部会

★・・・全国知事会事務局

《義務付け・枠付け》

☆ 保育所や福祉施設の設置管理基準の緩和について、安全よりも経済を優先する側面がある。

いのちや安全に関わる緩和は行わず、最低基準（ナショナルミニマム）を設けるべき。

★ それぞれの地方議会で議論され、民主的手続きを経て決定されている。

☆ 地方での議論を否定するものではないが、住民のいのちに関わるような重大問題は、最低基準が必要である。実際に保育現場などで事故も起きている。そういう実態や事故の背景なども検証すべきである。

《地方分権改革》

☆ 地方分権改革に関し、知事会は「自己決定と自己責任に基づく自己改革を進める」としているが、憲法が規定する国の国民への責務（14条・25条など）がある。

★ 身近な行政は近いところで行うという立場で分権改革を推進している。憲法の基本原則を変えるものではないと理解している。

《給与削減問題》





☆ 知事会が提言している「地方公務員給与のあり方についての提言」については、国に対し、給与の引下げ要請を「二度と行わない」よう求めており、賛同するものであるが、一方で地方公務員給与のあり方について「国・地方の公務員の総人件費や給与制度のあり方については、国と地方の検討の場を設け、地方と十分協議を行うこと」を要請している。どういう意図があるのか。

★ 今回の給与削減を実施した知事

は、苦渋の決断、やむを得ない選択であり、これを二度と行わないように強調しているのが、提言の主旨である。国の総人件費改革など、地方自治体と相いれない点も多く、国と考え方の整理が必要であるという意味であり、給与削減を受け入れるという意味ではない。

☆ 総務省は人件費の削減を行えば、交付税を優遇するという手法も狙っている。知事会としてどう考えているか。

★ 交付税は客観的基準に基づくものであり、恣意的なものであってはならないと考えている。

☆ 公務員給与削減は地域経済へ与える影響が大きいことは、民間調査機関も明らかにしている。また、多くの現場職員が不満・不安をつのらせている。現場職員を代表して、二度と行うことのないよう要請する。

《消費増税》

☆ 知事会は、消費増税推進の立場を明確にしているが、4月からの消費増税が強行されれば、デフレ不況をいっそう深刻化させる。増税よりも中小企業対策や雇用確保などの経済政策が必要ではないか。

★ 消費増税は財源確保の観点からも必要と考えている。ただし、増税と同時に逆進性の問題もあり、弱者対策や中小企業対策も求めている。

☆ 対策がないもとの増税することはあってはならない。

《道州制》

☆ 知事会として「道州制の基本法案について」を発表しているが、道州制の推進の立場を明らかにしているのではないか。

★ 国会において維新の会・みんなの党が共同提案し、与党も法案を準備している。そういう動きに対して、知事会として必要最低限のことを言っているものであって、賛成・反対を明らかにしているのではない。

☆ 道州制については、国のかたちを変えるものであり、しっかりと国民的議論をすべきである。拙速に法案を成立すべきではない。知事会もそういう立場で対応してほしい。

★ 知事からは反対意見もあれば、推進の意見もある。賛否を言っているのではなく、現時点で言えることや留意点を述べている。

*このニュースは、都道府県職部会小松事務局次長のメモを転載したものです。